令和３年３月４日
教育委員会３月定例会
報告事項
教育総務部教育政策課

◎令和３年度教職員の働き方改革の方針について

１　目的

教育現場の限られた時間の中で、子どもと向き合う時間を十分に確保するとともに、教職員の日々の生活の質や教職員の人生を豊かにし、心身ともに健康で職務を遂行すること。

タイムマネジメントを意識し業務改善を図りながら教育の質を向上させるとともに、時間外在校等時間（＝正規の勤務時間以外の在校等時間）の減少を図り、本市が目指す横須賀の子ども像である「人間性豊かな子ども」を育成すること。

２　本市の課題

（１）小中学校の教職員の多くが、勤務時間を超えての長時間勤務であること。

（２）管理職は、勤務時間内外において、保護者・ＰＴＡ対応や地域対応等に時間がかかっていること。

（３）教頭が行っている学校経営に関わる業務や事務は多岐にわたり、校種等を踏まえた改善が必要であること。

（４）部活動指導に、多くの時間をかけざるを得ない状況にある教員もいること。

（５）在校している時間等の記録により、教員の勤務時間への意識は向上しているが、依然として様々な業務を行わなくてはいけない環境にあること。

３　本市の方針

（１）学校及び教職員が担う業務の適正化と明確化

（２）在校している時間の減少と健康管理を意識した働き方の促進

（３）地域と学校が一体となる学校教育への理解促進

（４）取り組みを見直す体制作りと今後の検討

4　教職員の働き方改革の取り組み（下線は重点取り組み　★は拡充取り組み）

（1）学校及び教職員が担う業務の適正化と明確化

①業務改善に向けた取り組みと分析、サポート体制の整備

★②時間外在校等時間を減少するための効果的な取り組みの検討・実施

③授業時数の整理と行事の精選

④学校事務職員の学校運営への参画

⑤資料の共有化

⑥横須賀市が設置する学校に係る部活動の方針の実施

⑦部活動指導員の配置・運用

⑧照会等の精査

⑨依頼事項や配布物の調整

★⑩最適な研修体系や行事の構築及び実施方法の検討

（2）在校している時間の減少と健康管理を意識した働き方の促進

①働き方改革の視点を踏まえた学校経営

②在校している時間などの記録を生かした取り組みの推進

★③学校閉庁日の設定（4日から6日へ）等による年次休暇等の取得の促進

④マネジメント研修の実施

⑤ストレス緩和に向けた取り組みの検討

（3）地域と学校が一体となる学校教育への理解促進

①地域・保護者への理解促進と啓発

②市立学校の体育施設及び文化施設の開放に係る業務改善

（4）取り組みを見直す体制作りと今後の検討

①教職員の働き方改革に関わる運営組織の設置

②教職員の働き方改革推進に向けた調査、検討、実施

③神奈川県教育委員会との連携

令和３年度版

教職員の働き方改革の方針

～ 量から質へ ～

『横須賀スクール スマイルプラン』

Yokosuka School Smile Plan

令和３年２月

横須賀市教育委員会

目 次

1　令和３年度版教職員の働き方改革の方針（概要）・・・・・・・・・・・・・・・・・2

2　令和３年度の重点取り組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4

3　本方針の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7

4　教職員の働き方改革の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8

5　教育委員会及び学校の方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8

（１）教育委員会の方針

（２）学校の方針

6　令和３年度の目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8

（１）教育委員会規則に基づく時間外在校等時間の減少

（２）マネジメントとワーク・ライフ・バランスへの意識向上

7　主な取り組み内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０

（１）学校及び教職員が担う業務の適正化と明確化

（２）在校している時間の減少と健康管理を意識した働き方の促進

（３）地域と学校が一体となる学校教育への理解促進

（４）取り組みを見直す体制作りと今後の検討

参考資料１　横須賀市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則・・・１７

参考資料２　横須賀市立学校の教育職員の業務量の適切な管理棟に関する規則

補足説明事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１８

『横須賀スクールスマイルプラン』

横須賀市の全ての学校関係者が笑顔で子どもたちと接し、笑顔があふれ活力ある学校となるために、働き方改革を推進するプランのこと。

1　令和３年度版教職員の働き方改革の方針（概要）

「人間性豊かな子ども」の育成

タイムマネジメントに

本市の課題

- ○ 小中学校の教職員の多くが、勤務時間を超えての長時間勤務であ
- ○ 管理職は、勤務時間内外において、保護者・PTA対応や地域対応
- ○ 教頭が行っている学校経営に関わる業務や事務は多岐にわたり、
- ○ 部活動指導に、多くの時間をかけざるを得ない状況にある教員もい
- ○ 在校している時間等の記録により、教員の勤務時間への意識は向上

課題解決に向けた方針

1 学校及び教職員が担う業務の適正化と明確化

3 地域と学校が一体となる学校教育への理解促進

具体的な取り組み

○：横須賀市教育委員会が関わること　　□：学校が関わること

1　学校及び教職員が担う業務の適正化と明確化

①業務改善に向けた取り組みと分析、サポート体制の整備（○・□）

★②時間外在校等時間を減少するための効果的な取り組みの検討・実施（○・□）

③授業時数の整理と行事の精選（○・□）

④学校事務職員の学校運営への参画（○・□）

⑤資料の共有化（○・□）

⑥横須賀市が設置する学校に係る部活動の方針の実施（□）

⑦部活動指導員の配置・運用（○・□）

⑧照会等の精査（○）

⑨依頼事項や配布物の調整（○）

★⑩最適な研修体系や行事の構築及び実施方法の検討（○）

4　取り組みを見直す体制作りと今後の検討

①教職員の働き方改革に関わる運営組織の設置(○)　②教職員の働き方

よる質の高い教育活動の実現

○心身ともに健康で子どもと関わる
○日々の生活の質が向上する
○自らの人間性や人生が豊かになる

ること。
等に時間がかかること。
校種等を踏まえた改善が必要であること。
ること。
しているが、依然として様々な業務を行わなくてはいけない環境にあること。

時間外在校等時間の減少

時間外在校等時間が月 45 時間、年 360 時間の範囲内となるよう取り組む

2 在校している時間の減少と健康管理を意識した働き方の促進
4 取り組みを見直す体制作りと今後の検討

＝：令和３年度における重点取り組み　★：令和２年度から拡充する重点取り組み

2 在校している時間の減少と健康管理を意識した働き方の促進

①働き方改革の視点を踏まえた学校経営（○・□）
②在校している時間などの記録を生かした取り組みの推進（○・□）
★③学校閉庁日の設定（４日から６日へ）等による年次休暇等の取得の促進（○・□）
④マネジメント研修の実施（○）
⑤ストレス緩和に向けた取り組みの検討（○・□）

3 地域と学校が一体となる学校教育への理解促進

①地域・保護者への理解促進と啓発（○・□）
②市立学校の体育施設及び文化施設の開放に係る業務改善（○）

改革推進に向けた調査、検討、実施（○）③神奈川県教育委員会との連携（○）

2　令和３年度の重点取り組み

（１）令和２年度から拡充する取り組み内容

１－②　時間外在校等時間を減少するための効果的な取り組みの検討・実施

○文部科学省及び神奈川県教育委員会の指針に基づき定めた、横須賀市教育委員会規則に定めた「時間外在校等時間（＝勤務時間を除いた在校等時間）を月 45 時間、年 360 時間の範囲内」とするための具体的な取り組みを引き続き検討する。

□教員は在校等時間に含まれる業務と含まれない業務を理解したうえで、自らの働き方改革の取り組みを進める。

※規則は 17 ページに掲載

１－⑩　最適な研修体系や行事の構築及び実施方法の検討

○これまで実施してきた研修、担当者会、説明会、横須賀市教育委員会主催行事等について、目的、内容、実施方法等について各課で見直しを図る。

○出張時間を削減し教職員が学校で業務にあたる時間を確保するため、書面会議、オンライン研修が効果的なものについては各課で積極的に導入を図る。

２－③　学校閉庁日の設定等による年次休暇等の取得の促進

○日頃の多忙な業務の緩和と適切な休息日や休暇を取りやすい環境を生み出すため、学校閉庁日を夏季及び冬季休業期間に設定する。

○学校が閉庁となる期間は横須賀市教育委員会にて緊急連絡先を用意し、市長部局及び地域・保護者へ周知する。

□市立学校・園は令和３年８月 11 日（火）から８月 14 日（金）の４日間及び冬季休業期間中の令和３年 12 月 28 日（火）と令和４年１月４日（火）を学校閉庁日に設定し、出張や研修、部活動等の教育活動は行わないこととする。

□学校閉庁日において、出勤しない教職員は年次休暇等で対応し、出勤せざるを得ない教職員は管理職に業務内容を伝え、安全面の配慮及び校舎管理を行う。

□市制施行記念日（令和４年２月 15 日（火））においては、入試業務以外の教育活動及び地域と学校が関連する行事は行わず、教職員は年次休暇の取得等を促進する日とする。

○：主に市教育が関わること
□：主に学校が関わること

（２）令和２年度に引き続き継続する取り組み内容

１-①　業務改善に向けた取り組みと分析、サポート体制の整備

○教職員の業務改善を図るため、令和元年度の調査結果及び中央教育審議会の答申に示された学校が担うべき業務に基づいて、業務の効率化と平準化に向けて学校と協力しながら取り組む。

○業務改善が進むよう、各学校の実態に応じたサポート体制を整備する。

○令和元年度の調査結果を基に効果的な取り組みを推進するため、業務改善に向けた事例など広報を通して発信する。

□学校が担うべき業務の整理と資料等のデータ化を進める。

□地域との協働による、多忙化解消に関わる取り組みを進める。

１-⑦　部活動指導員の配置・運用

○教員の負担軽減につなげるため、部活動指導員の派遣を継続し効果検証を行う。

□部活動指導員配置校は、特定の種目への指導及び休日の大会等の引率を行えることを踏まえ効果的な運用を進める。

２-②　在校している時間などの記録を生かした取り組みの推進

○教職員の健康管理とマネジメント意識を高めるため、自らの在校している時間等を意識し、週や月の時間外在校等時間が認識できる取り組みを推進する。

○各学校の月別の勤務実態をもとに、課題把握と要因分析を行い、改善を図る。

□在校している時間の視覚化を継続すること、さらにデータの集計等、利便性の高い記録方法で実施する。

□教職員は、日々の在校している時間などの記録を行う。

□学校長は、月ごとの勤務実態について、教育委員会に報告する。

□学校長は、教職員の在校している時間等を把握し、時間外在校等時間が日常的に長い教職員には、健康管理を考えること及び業務改善に向けた取り組みを進めるよう面談等により当該教員とコミュニケーションをとるように努める。

□学校長は、在校している時間等の記録を公文書として５年間保存する。

○：主に市教委が関わること
□：主に学校が関わること

３－①　地域・保護者への理解促進と啓発

○地域・保護者に教職員の勤務実態と働き方改革の目的や方針の理解を図る。

○地域・保護者には、教育長と学校の連名で次の内容について文書を配付する。
①教育委員会規則の制定
②教職員の勤務実態及び勤務時間
③勤務時間外の学校への電話連絡を控えていただくこと
④勤務時間外の電話連絡にメッセージ応対を行うこと
④学校閉庁日の設定
⑤市制施行記念日は休業日であること

○教職員の働き方改革に関わる取り組み等、横須賀市 PTA 協議会と共有する。

□学校閉庁日の設定、勤務時間後に電話応対を控える時間やメッセージ応対を行う時間など多忙化解消の取り組みについて、保護者説明会や地域との会合にて関係者への理解を進める。

□市制施行記念日については、児童生徒の休業日のため、休暇の取得が可能な教職員は休暇を取り、家族と過ごす日とするため、PTA 活動及び地域と学校に関わる行事等は行わないよう努める。

3 本方針の位置付け

本方針は、横須賀市教育振興基本計画第３期実施計画に基づく「４－１学校教育編施策(15)子どもと向き合う環境づくりの推進」の関連事業である「子どもと向き合う環境づくりの推進事業に位置付けられている。

なお、中央教育審議会の「学校における働き方改革特別部会」での答申及び「神奈川の教員の働き方改革の指針」を参考にしながら、本方針の見直しや進捗管理を行い、継続的に働き方改革を進めていく。

事業名	**子どもと向き合う環境づくりの推進【教育政策課】【教職員課】**				
概　要	子どもと向き合う時間を確保するために、学校と教育委員会が一体となって、業務改善の促進を含めた「学校における働き方改革」について検討会議などにおいて検討し、子どもと向き合う環境づくりに取り組みます。				
行動計画	項目	平成30年度（2018年度）	令和元年度（2019年度）	令和２年度（2020年度）	令和３年度（2021年度）
	子どもと向き合う環境づくりに向けての検討会議など　※	働き方改革の方針の策定	令和元年度の実施状況を踏まえた方針の改定	令和２年度の実施状況を踏まえた方針の改定	―
	教職員の勤務実態調査	平成29年度６月と11月の調査結果の分析	各学校で出退勤時間の記録と実態分析	各学校で出退勤時間の記録と実態分析	各学校で出退勤時間の記録と実態分析
	子どもと向き合う環境づくりに関する検証会議	―	―	―	方針による取り組み内容を踏まえた検証
	子どもと向き合う環境づくりに向けた方策	各年度の計画に反映	学校閉庁日設定アドバイザー派遣など	学校閉庁日増加市制施行記念日を休業日など	学校閉庁日増加電話応対をメッセージ対応など

（横須賀市教育振興基本計画第３期実施計画　Ｐ56　「実施計画の内容をより詳細に記載」）

※　平成30年度　：教職員の働き方改革検討会議及び分科会にて検討
（管理職分科会・教員分科会・事務職員分科会・部活動分科会）

※　令和元年度～：教職員の働き方改革推進会議及び部会にて検討（学校運営部会・学校事務職員部会）

※　令和3年度～：教職員の働き方改革推進会議及び学校運営部会にて検討

4 教職員の働き方改革の目的

○教育現場の限られた時間の中で、子どもと向き合う時間を十分に確保するとともに、教職員の日々の生活の質や教職員の人生を豊かにし、心身ともに健康で職務を遂行すること。

○タイムマネジメントを意識し、業務改善を図りながら教育の質を向上させるとともに、時間外在校等時間の減少を図り、本市が目指す横須賀の子ども像である「人間性豊かな子ども」を育成すること。

5 教育委員会及び学校の方針

（1）教育委員会の方針

○教職員の働き方改革の目的を達成するため、効果的な取り組みの立案・計画を行い、持続可能な取り組みとなるよう推進する。

○教育委員会事務局内で連携を図り、学校と協働しながら推進する。

（2）学校の方針

○全教職員が、心身ともに健康で児童生徒に教育活動が行えるよう、働き方改革の視点で業務改善に取り組むとともに、学校の重点目標や経営方針に教職員の働き方に関する内容を盛り込み、各学校の実態に応じた取り組みを行う。

6 令和３年度の目標

（1）教育委員会規則に基づく時間外在校等時間の減少

教育委員会規則に定めた「時間外在校等時間が月45時間、年360時間の範囲内」となるよう、その時間を減少させる取り組みを引き続き検討・実施する。

※令和２年11月（30日間）に時間外在校等時間が45時間を超えた割合

校種	校長	副校長・教頭	教諭	養護教諭
小学校	30.4%	84.8%	33.2%	5.4%
	73.9%	97.8%	60.0%	17.4%
中学校	52.2%	95.7%	54.4%	24.0%
	65.2%	91.3%	81.0%	30.4%
市立高校	50.0%		17.0%	0.0%
	75.0%		35.2%	0.0%
特別支援学校	50.0%	100.0%	23.8%	0.0%
	0.0%	100.0%	22.2%	0.0%

（下段は令和元年度）

（2）マネジメントとワーク・ライフ・バランスへの意識向上

今後の取り組みを通して、業務改善やマネジメントへの意識を高め、仕事と生活が調和する意識をもたせる。主な項目としては、以下の内容を基にアンケート結果と時間外勤務時間の関係を分析して改善すべき点を明確にする。

教職員の働き方改革を進めるためのアンケート項目（例）

○　仕事や職場での満足感について

仕事が楽しいと思う。
仕事を通じて自分が成長できていると思う。
仕事にやりがいを感じている。
仕事に対して自分の能力を十分に発揮できている。

○　働き方や勤務時間・負担感について

在校等時間について意識するようになった。
自分の抱えている業務量が多いと感じている。
仕事に負担を感じている。
体調が悪くても休むことができない。

7 主な取り組み内容

（1）学校及び教職員が担う業務の適正化と明確化

①業務改善に向けた取り組みと分析、サポート体制の整備（重点取組）

○令和元年度の業務改善アドバイザーによる調査結果を基に業務改善を進める。
○市教育委員会と校長会・教頭会が一体となり、業務改善に向けた検討を継続する。
○サポート体制を整備し、教職員の業務の効率化、標準化を図る。

	令和元年度	令和２年度	令和３年度
取組	業務改善アドバイザー派遣	市立学校で効果的な取り組みの検討	
具体的な内容	・アドバイザーによる、本市の実態調査 ・調査に基づき、主に小学校教頭の業務改善用の資料作成	・業務の効率化を図るための手引き及び確認書、提出依頼文書の一覧表の活用 ・効果的な取組の発信	・学校の業務の効率化を図るための取り組みを継続 ・効果的な取り組みの発信

②時間外在校等時間を減少するための効果的な取り組みの検討・実施（重点取組）

○時間外在校等時間の削減に向けた検討と取り組みを実施する。
○働き方改革の視点で学校運営を改善するための指導助言を行う。
○教職員は在校中に行う業務についての理解し取り組みを実施する。

	令和元年度	令和２年度	令和３年度
取組	学校経営アドバイザー派遣	市立学校の効果的な取り組みの実施と発信	
具体的な内容	・アドバイザーによる、本市の実態調査 ・調査に基づき、改善資料の作成	・実態調査に基づき効果的な時間外勤務時間の削減の取り組みを実施	・毎月の実態調査に基づき効果的な時間外在校等時間の削減につながる取り組みを実施

③授業時数の整理と行事の精選　【教育指導課】

○教育課程編成報告書や学校訪問での聞き取りを基に、授業時数と行事の課題を明確にして改善を進める。
○各学校で行われている行事の目標や内容の見直し及びカリキュラム・マネジメントの視点で工夫されている教育課程の編成への指導助言を行う。

	令和元年度	令和２年度	令和３年度
取組	働き方改革の視点も含めた教育課程の編成・実施		
具体的な内容	・校長会での教育課程の編成への指導助言 ・各学校での教育課程の工夫・改善	・多忙化解消に向けた教育課程の実施と次年度に向けた工夫・改善 ・指導主事による指導助言	・教育課程の効果的な工夫・改善事例の周知 ・効果的な教育課程編成についての指導助言

④学校事務職員の学校運営への参画　【教職員課】

○学校事務職員部会を設置し、業務整理や効率化を図り、また多様化している教頭や教員の業務を、学校事務職員の視点で改善を図る取り組みを検討する。
○学校事務職員に関わる研修の充実を図る。
○職務標準表や共同学校事務室のあり方についての検討を進める。

	令和元年度	令和２年度	令和３年度
取組	学校事務職員部会による検討	共同学校事務室と職務標準表の検討・試行	協働的な業務の実施
具体的な内容	・学校事務職員部会開催 ・職務標準表の検討 ・共同学校事務室に関わる調査・検討	・職務標準表の継続検討 ・共同学校事務室設置の継続検討及び試行	・職務標準表の運用 ・共同学校事務室の設置

⑤資料の共有化　【教育研究所】

○イントラネットや学校共有フォルダで、必要な資料が容易に検索できるようにするとともに、校務支援システムの活用について検討を進め周知を図る。

	令和元年度	令和２年度	令和３年度
取組	イントラネット整理	イントラネットや学校共有フォルダの改善と効果的運用	
具体的な内容	・イントラネットの情報整理と更新 ・学校と教育委員会との情報共有フォルダ作成	・業務の効率化をさらに推進するイントラネットや情報共有フォルダ、校務支援システムの活用を実施	・校務支援システム更改に向けて、働き方改革につながる機能の調査 ・新校務支援システムの新たな機能の活用の推進

⑥横須賀市が設置する学校に係る部活動の方針の実施　【保健体育課】

○国や県の動向を注視し、部活動の方針を踏まえた部活動が実施されるようにする。
○部活動の方針に基づき、部活動に関わる練習時間、休養日、指導法、部活動指導員の活用等を行う。

	令和元年度	令和２年度	令和３年度
取組	部活動の方針の実施・方針の見直し等		
具体的な内容	・市立中学校で部活動の方針作成・HP への掲載 ・各部活動の活動時間数の実態調査	・本市の「部活動の方針」の着実な実施と、さらなる効率化に向けた工夫・改善	・本市の「部活動の方針」に則った、効率的な活動の推進（朝練習、延長時間等）

⑦部活動指導員の配置・運用（重点取組）　【保健体育課】

○平日の部活動に関わる指導や休日に引率が行える部活動指導員を配置し、顧問教員の負担軽減を図る。

○部活動の方針に基づき、部活動指導員の適切な運用を行う。

取組	令和元年度	令和２年度	令和３年度
	モデル校に配置	市立学校の状況を踏まえた運用	
具体的な内容	・部活動指導員２名をモデル校に配置 ・部活動の在り方検討会議開催	・部活動指導員を４名配置に拡充 ・部活動指導員の効果的な運用を図るための研究を推進	・部活動指導員を７名配置に拡充 ・部活動指導員の人材確保に向けた体制の検討

⑧照会等の精査

○横須賀市教育委員会からの学校に対して行う依頼や照会等について、悉皆・抽出の調査の頻度、時期について調査し精選や適正化を図る。

取組	令和元年度	令和２年度	令和３年度
	依頼文書調査・調整	継続的な調査と積極的な精選	
具体的な内容	・市教委課等の依頼文書を集約・整理 ・提出依頼文書一覧表の作成（4･5月分）	・提出依頼文書一覧表（4･5月分）の活用 ・提出依頼文書一覧表（年間分）の作成	・前年度の取り組みを継続するとともに、提出方法等の簡略化を検討

⑨依頼事項や配布物の調整

○市役所各課等や外郭団体などからの学校への依頼について、配布数やその方法等の調整を行う。

○負担増のものについては、学校の負担軽減を図る。

取組	令和元年度	令和２年度	令和３年度
	依頼調査・集約	継続的な調査と積極的な精選	
具体的な内容	・配布物に係る実態調査 ・絵画コンクールなど、学校に依頼している内容・方法等の調査	・市と横須賀市教育委員会からの配布物の精選 ・各種コンクールなどの依頼内容一覧表の配布と活用	・前年度の取り組みを継続するとともに、関係部署・団体と今後の在り方について検討

⑩最適な研修体系や行事の構築及び実施方法の検討（重点取組）

○研修等の統合や再編、取り組みの見直しを十分に行うとともに、実施方法の変更及び新たな課題に対しての取り組みを検討する。

取組	令和元年度	令和２年度	令和３年度
	児童生徒数や学校規模、教育課題を踏まえ検討		
具体的な内容	・教職員が参加する研修回数の削減 ・市教委主催行事の検討	・研修を含めた会合の削減や質の向上の取り組み ・市教委主催行事の見直し	・研修を含めた会合の見直し ・オンライン研修の検討・実施 ・市教委主催行事の見直し

（２）在校している時間の減少と健康管理を意識した働き方の促進

①働き方改革の視点を踏まえた学校経営　【教育指導課】

○現在の学校教育を維持するため、量から質への転換を図りつつ、時間外勤務時間を減少させるように指導助言を行う。

○各学校においては、質の高い教育を維持するために、人材育成やマネジメント能力の伸長、量から質への転換を図る視点での学校経営を意識する。

取組	令和元年度	令和２年度	令和３年度
	質の高い教育を維持するためマネジメント能力の育成と伸長		
具体的な内容	・学校の運営方針の一つとして、教職員の働き方改革の視点を入れた取組の実施	・学校は教職員のマネジメント能力を高め、多忙化解消を図る取組を実施 ・指導主事の指導助言を実施	・教職員のマネジメント能力向上のための取組に対して、指導主事の指導助言を実施

②在校している時間などの記録を生かした取り組みの推進（重点取組）

○教職員の業務改善を促進するため、容易で利便性の高い方法による記録を推進し、管理職は勤務実態を把握できるようにする。

○各自で在校している時間などを記録することによって、自ら時間外在校等時間の視覚化・自覚化を行い、健康管理とワーク・ライフ・バランスの意識を高める。

取組	令和元年度	令和２年度	令和３年度
	時間外勤務時間の視覚化及び容易で利便性の高い方法で在校している時間を記録		
具体的な内容	・市立学校で記録の実施 ・在校している時間などの記録を基に、管理職は教職員の実態把握と指導の実施	・各月のデータを基に教職員自身が自己のマネジメントを実施 ・管理職による指導助言	・毎月の報告を基に、教職員の勤務実態を把握した上で改善方法を検討 ・管理職による実態把握と面談・指導

③学校閉庁日の設定等による年次休暇等の取得の促進（重点取組）

○長期休業期間中に５日を目標に学校閉庁日を設定し、原則として教育活動は行わないこと、日直や管理職は出勤しないこととし、休暇を取りやすい環境を生み出す。

○日頃の多忙な業務の緩和を図るため、休業日である市制施行記念日は年次休暇等の取得を促進する。

	令和元年度	令和２年度	令和３年度
取組	長期休業に学校閉庁日を設定	学校閉庁日等に年次休暇等の取得を促進	
具体的な内容	・夏季休業中に２日間の学校閉庁日を設定 ・令和２年度から市制施行記念日を休業日にすることを決定	・夏季休業中に４日間の学校閉庁日を設定 ・令和３年２月 15 日から新たに市制施行記念日を休業日として実施し、年次休暇の取得等の促進	・年次休暇等の取得の促進のため、学校閉庁日を夏季休業中４日間、冬季休業中２日間設定 ・市制施行記念日を休業日として実施

④マネジメント研修の実施　【教育研究所】

○従来からの管理職研修や総括教諭研修、及び基本研修等にて、働き方改革を推進するために「マネジメント」に関わる研修を行う。

	令和元年度	令和２年度	令和３年度
取組	マネジメント能力向上に関わる研修の実施		
具体的な内容	・管理職、総括教諭、教諭等を対象にタイムマネジメントに係る研修の実施	・年次研修や管理職研修、総括教諭研修にて、タイムマネジメントの研修を実施し、研修成果を校内に還元	・年次研修にて、タイムマネジメントやメンタルヘルス研修を実施。 ・総括教諭研修にて、働き方に係る研修を実施

⑤ストレス緩和に向けた取り組みの検討　【教職員課】

○各学校の実態に応じた、ストレス緩和に向けた取り組みを検討する。

	令和元年度	令和２年度	令和３年度
取組		ストレス緩和に向けた検討	
具体的な内容		・ストレスの緩和に向け、教職員課と学校が連携して聞き取り調査を実施	・ストレスの緩和に向け、教職員課と学校が連携して聞き取り調査を実施

（３）地域と学校が一体となる学校教育への理解促進

①地域・保護者への理解促進と啓発（重点取組）

○地域と保護者に「教職員の働き方改革」の目的や方針等を踏まえ、文書や訪問等で、現状を共有し、理解を深める。

○学校運営協議会やスクールコミュニティを通して、地域と学校が一体となる取り組みを推進する。

○教育委員会規則を制定し、時間外勤務の上限を定めたこと、各学校の勤務時間及び勤務時間外の電話連絡を控えていただくこと、時間外の電話連絡にメッセージ応答を行うこと等について、地域・保護者向けに文書を配布して理解と協力を求める。

	令和元年度	令和２年度	令和３年度
取組	教職員の実態を周知	地域・保護者と学校で行える取り組みの検討・実施	
	地域・保護者向けの文書配布		
具体的な内容	・地域・保護者向けの理解促進の文書配布（４月） ・市 PTA 総会で方針説明 ・学校から地域へ、学校閉庁日と電話応対の時間などの説明	・前年度の取組を継続実施するとともに、新たに市制施行記念日を休業日とすることを周知し、その活用を啓発 ・各学校の実態に応じた電話応対時間の設定と周知	・保護者・地域向けに教職員の働き方改革への理解促進と啓発のための文書配布（４月） ・市 PTA 総会で方針説明 ・学校から地域への説明

②市立学校の体育施設及び文化施設の開放に係る業務改善

○市立学校の体育施設及び文化施設の開放に係る課題解決に向けた検討を進める。

	令和元年度	令和２年度	令和３年度
取組	課題整理、担当課と検討		課題解決に向けた取組
具体的な内容	・現状把握と課題整理 ・担当課との打合せ	・担当課と開放に係る課題解決に向けた取り組みを検討	・担当課と連携し、開放に係る課題解決に向けた取り組みを実施

（４）取り組みを見直す体制作りと今後の検討

①教職員の働き方改革に関わる運営組織の設置

○令和元年度の取り組み状況や結果等の分析、国の動向を踏まえ、取り組み内容の見直しや、各学校の状況を踏まえた取り組みの進捗等をもとに、継続的な改善を図る。

	令和元年度	令和２年度	令和３年度
取組	推進会議の設置（R3 は検証も含む）		
具体的な内容	・重点取組の現状把握 ・国・県の動向を踏まえ、令和２年度の方針の検討	・重点取組の現状把握 ・国・県の動向を踏まえ、令和３年度の方針の検討	・これまでの取り組みの調査、検証 ・国・県の動向を踏まえ、令和４年度の方針の検討

②教職員の働き方改革推進に向けた調査、検討、実施

○教職員の働き方改革について、他市町村で行われている取り組みの調査や勤務実態の把握等を行い、本市に有効な取り組みは積極的に周知を行う。

	令和元年度	令和２年度	令和３年度
取組	国や他都市の推進に関わる取り組みや現状の調査		
具体的な内容	・県内の市町村の取組状況の調査と意見交換	・県内の市町村の効果的な取り組み事例の周知	・効果的な取り組み事例の情報収集と周知

③神奈川県教育委員会との連携

○県教育委員会と連携し、効果的な働き方改革の取り組みの共有と情報交換を行う。

	令和元年度	令和２年度	令和３年度
取組	県教育委員会と取り組み等を共有		
具体的な内容	・学校経営プロジェクト会議（年３回）に参加し、各地区の取組を共有	・県教委の取組や市町村教委への支援についての情報収集・情報交換	・県教委の取組や市町村教委への支援についての情報収集・情報交換

参考資料１

横須賀市立学校教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則

（趣旨）

第１条　この規則は、教育職員の健康及び福祉を確保することによる学校教育の水準の維持向上を図るため、教育職員の業務量の適切な管理等について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）教育職員　横須賀市立の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校及び幼稚園の校長、副校長、教頭、総括教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師（常時勤務の者及び地方公務員法（昭和25年法律第 261号）第28条の５第１項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）及び実習助手をいう。

（２）在校等時間　公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針（令和２年文部科学省告示第１号）第３に規定する在校等時間をいう。

（業務量の適切な管理等）

第３条　教育委員会は、在校等時間から所定の勤務時間（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第６条第３項各号に掲げる日（代休日が指定された日を除く。）以外の日における正規の勤務時間（同条第１項に規定する正規の勤務時間をいう。）をいう。次項において同じ。）を除いた時間を次に掲げる時間の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

（１）１箇月について45時間

（２）１年について 360時間

２　教育委員会は、教育職員が児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合においては、前項の規定にかかわらず、教育職員が在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間を次に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

（１）１箇月について 100時間未満

（２）１年について 720時間

（３）１箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の１箇月、２箇月、３箇月、４箇月及び５箇月の期間を加えたそれぞれの期間における１箇月当たりの平均時間について80時間

（４）１年のうち１箇月において所定の勤務時間以外の時間に45時間を超えて業務を行う月数について６箇月

３　前２項に定めるもののほか、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附　則

この規則は、令和３年４月１日から施行する。

参考資料２

横須賀市立学校教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則についての補足説明事項

○ **対　象**　公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（給特法）第２条第２項に規定する教育職員

横須賀市立学校の校長、副校長、教頭、総括教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師（ＦＬＴ、拠点校指導教員に限る）、実習助手

○ **時間外在校等時間（月 45 時間、年 360 時間の対象）**

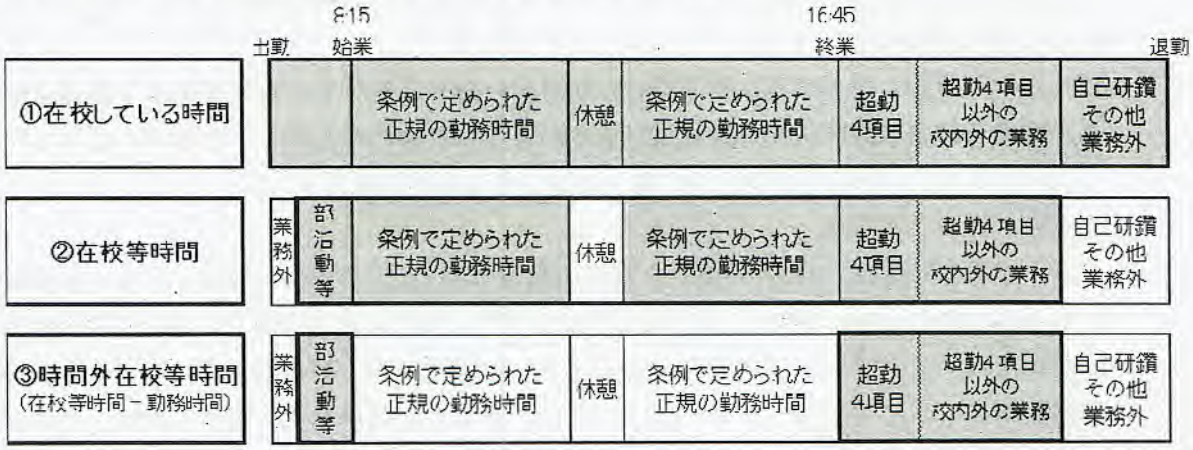

注１）在校等時間に含まれる時間

正規の勤務時間、超勤４項目（職員会議、修学旅行等、災害、実習）、出張、引率、授業準備、児童生徒指導、部活動、学校経営・事務的業務

注２）在校等時間に含まれない時間

自己研鑽（論文執筆、資格試験のための勉強、専門書を読む、自主的な研究会の参加）
その他業務外（食事、地域住民としての行事参加、早朝出勤し新聞の閲読や読書）

○ **「児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合」に該当する事案**

例えば、① 学校事故等が生じて対応を要する場合
② いじめやいわゆる学級崩壊等の指導上の重大事案が発生し児童生徒等に深刻な影響が生じている、又は生じるおそれのある場合等

（事務局）
横須賀市教育委員会事務局
教育総務部　　教育政策課

住所　〒238-8550　横須賀市小川町 11
ＴＥＬ　046-822-9709（教育政策課）
ＦＡＸ　046-822-6849（教育委員会事務局 共通）